

「認知行動療法師」の研修プログラムについて

一般社団法人 日本認知・行動療法学会

研修プログラムの概要

認知行動療法師取得のための研修プログラムは、本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目（認知行動療法の理論と発展，ケースフォーミュレーション，面接の構造化と基本的態度・応答技術，認知行動療法を構成する基本技法，個別性への最適化と困難ケースへの対応・スーパービジョンの効果的な活用法，臨床研究の方法論と倫理，うつ病への認知行動療法，不安症への認知行動療法）に準拠し，下記の要件を満たす研修，実習，スーパーバイズから構成されるものとします。

研修の要件

認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目に記載されたすべての領域を，次の①，②，③のいずれかによって履修することが研修の要件になります：①本学会が主催する研修会，ワークショップ等，②他団体が行った研修会，ワークショップ等のうち本学会が認定した科目，③本学会が認定する教育機関において行われた講義，演習，スーパービジョン等のうち本学会が認定した科目。

実習の要件

認知行動療法の効果が示されている症状や問題を有する 2 例以上に対して，適切な基準に基づいて認知行動療法を最後まで終えることを実習の要件とします。なお，集団認知行動療法の実践経験も含めることができますが，その場合は全プログラムを通して自身がファシリテータを行ったものであることが必要となります。

スーパーバイズの要件

1 ケース以上について，アウトカムデータに基づいたスーパービジョンを，本学会が認定する認知行動療法スーパーバイザーから継続的に受け，その内容をケースレポートで報告することをスーパーバイズの要件とします。